

嘉麻市移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 嘉麻市移住支援金に関する報告及び立入調査について、福岡県及び嘉麻市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、嘉麻市移住支援金交付規程（以下「規程」という。）第11条に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 交付申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 申請日から3年未満のうちに嘉麻市外へ転出した場合：全額
 - ウ 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 福岡県起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 申請日から3年以上5年以内のうちに嘉麻市外へ転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 住所、就業先等の移住支援金の要件に関する事項の異動について、就業先法人が、当該事実を嘉麻市を通じて福岡県に報告することに同意します。
- (2) 移住支援金の交付決定に際し、規程第3条に規定する対象者要件及び規程第10条に規定する交付決定取消要件への該当を確認するため、申請者及び世帯員について、住民基本台帳等を閲覧及び嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条第2号から第5号に規定する団体又は者の該当の有無について、嘉麻市が調査することに同意します。
- (3) 福岡県及び嘉麻市は、嘉麻市移住支援金の実施に際して得た個人情報について、福岡県及び嘉麻市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。また、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記の内容について誓約するとともに同意します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

※本人が手書きしない場合は、記名押印してください。